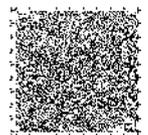


第1章

計画策定に当たって

本章では、本計画の概要として、計画策定の趣旨や計画の位置付け、計画期間を示すとともに、本計画の根拠法である障害者総合支援法*及び児童福祉法の動向について整理しています。

また、本市の人口、世帯をはじめ、障害者手帳所持者数や障害支援区分認定者数の推移をまとめるとともに、アンケート調査結果等からみる障害福祉サービス*等の利用ニーズや第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況及び障害福祉サービス*等の量の見込みに対する実績値の比較等、本計画期間における成果目標及び量の見込み等を設定するにあたっての根拠となる基礎的データを示しています。



1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法*」という。）に基づき、障害福祉サービス*、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、必要なサービス量の見込み及びその確保方策について、障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス*等の円滑な提供を図ってきました。この度、令和3年度から令和5年度までを期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の期間が満了を迎えたことから、障害福祉サービス*や児童福祉法に基づくサービス等の目標値や見込み量を設定した「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

(2) 計画の位置付け

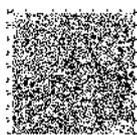
- 「第7期障害福祉計画」は、障害者総合支援法*第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として位置付けます。
- 「第3期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

(3) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化等や国の施策の変更等を踏まえ、見直しの必要がある場合は、柔軟に対応します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
長野市障害福祉計画	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度			第7期・第3期 令和6年度～令和8年度		
長野市障害児福祉計画	第6期・第2期 令和3年度～令和5年度			第7期・第3期 令和6年度～令和8年度		
(長野市障害者基本計画)	令和3年度～令和8年度					



2 計画の基本的な方向

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者*及び障害児*（以下「障害者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス*等の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくため、障害福祉サービス*等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの充実

障害者等（身体・知的・精神・難病*患者）が身近な地域で必要な障害福祉サービス*を受けられるよう、市が実施主体となって、国・県の支援を受けつつ、引き続き障害福祉サービス*の充実を図ります。

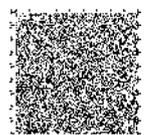
また、従来から精神障害者に含まれている発達障害者*及び高次脳機能障害者等についても、引き続き障害者総合支援法*に基づく給付対象となっている旨の周知を図るとともに、必要な情報提供を行うなど、障害福祉サービス*の活用を促進します。

(3) 地域生活への移行と継続の支援、就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを整備するため、地域生活支援の拠点づくりや、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行・継続の支援及び就労等の課題に対応したサービス提供体制を整えます。

また、精神科病院の長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、病院や障害福祉サービス*事業所による努力だけでは限界があり、地域における医療・福祉の一体的な取組の推進が必要です。精神障害者が、地域で安心して自分らしく生活ができるよう、精神障害者にも対応した地域包括ケアの構築を進めると共に、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進します。

なお、今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域での生活を自分らしく安心して送れるよう、中長期的な視点に立ち各種支援策を継続します。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる地域共生社会の実現に向けて、地域住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟な公的サービスを提供するとともに、地理的条件や地域資源の実態を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(5) 障害児*の健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別にかかわらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージ*に沿って、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、障害の程度や状態により、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルーシブ教育*システム（包摂する教育制度）を推進します。

さらに、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする子ども（以下「医療的ケア児」という。）が専門的な支援を円滑に受けられるよう、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

(6) 障害福祉サービス*を担う人材の確保

将来にわたって質の高い障害福祉サービス*等を安定的に提供していくために、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の強化、また、処遇や職場環境の改善、ICTの導入等による事務負担の軽減により、職場の定着率を高めるなど、関係者が協力して取り組んでいきます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組の促進

障害者の地域における社会参加を促進するため、障害者がスポーツ・文化芸術活動に触れる機会の拡充と参加する機会の確保を通じて、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受するため、視覚障害者等の読書環境の整備を引き続き計画的に推進するとともに、あらゆる障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図り、障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進します。

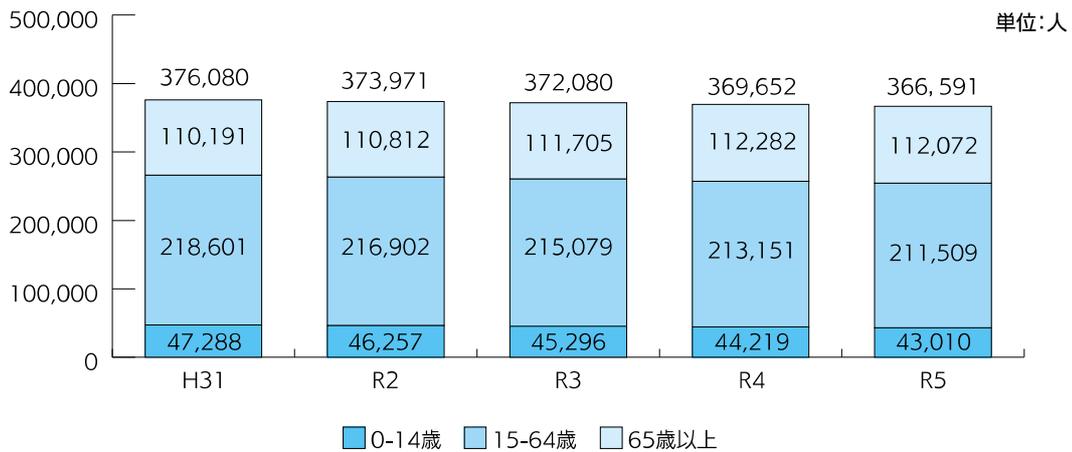


3 障害のある人の状況

(1) 長野市の人口・世帯の推移

本市の人口は、減少傾向にあり、平成31年から4年間で9,489人（2.5%）減少し、令和5年4月1日現在で366,591人となっています。年齢3区分別の人口をみると、65歳以上の老年人口が増加し、全体に占める割合（高齢化率）も上昇しています。

■年齢3区分別人口の推移



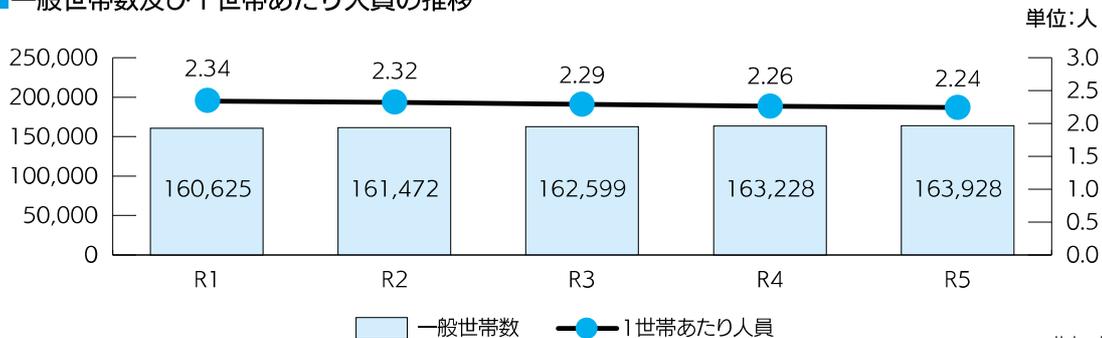
■年齢3区分別人口の構成比

	H31	R2	R3	R4	R5
0～14歳	12.6	12.4	12.2	12.0	11.7
15～64歳	58.1	58.0	57.8	57.7	57.7
65歳以上	29.3	29.6	30.0	30.4	30.6

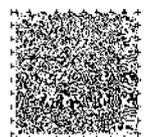
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本市の世帯数は、増加傾向にあり、令和5年4月1日現在で163,928世帯となっています。1世帯あたり人員が減少してきており、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数及び1世帯あたり人員の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 障害者手帳所持者・障害児*等の状況

① 身体障害者手帳所持者数の推移

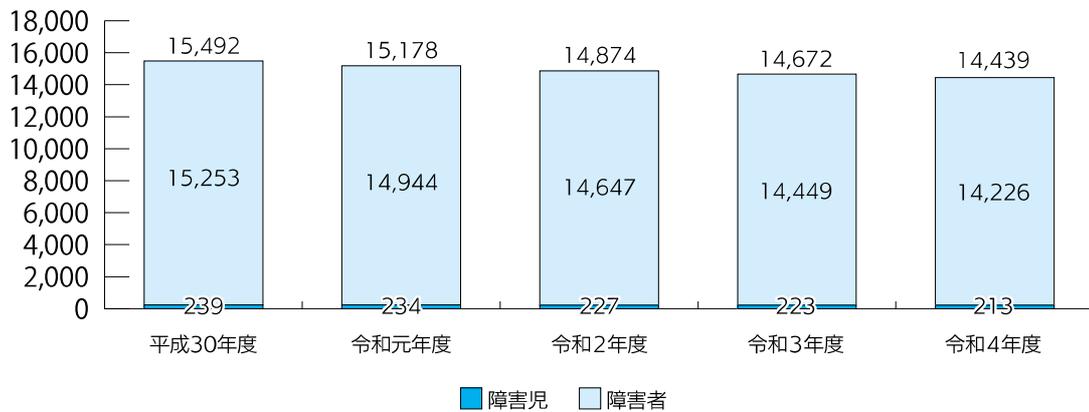
身体障害者手帳所持者数は、障害者、障害児ともに減少傾向にあり、令和4年度末現在で、障害者が14,226人、障害児が213人、計14,439人となっています。

障害種別ごとにみると、障害者では、内部障害及び下肢障害の人数が多く、障害児では、体幹機能障害の人数が多くなっています。

等級別にみると、障害者、障害児ともに1級の人数が最も多くなっています。障害児では1級、2級で全体の6割以上を占めています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人



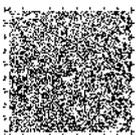
出典: 障害福祉課(各年度末現在)

■ 障害種別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚	障害児	7	8	7	7	8
	障害者	832	846	837	830	835
聴覚	障害児	43	41	47	44	42
	障害者	1,120	1,076	1,045	1,054	1,051
音声・言語・ そしゃく	障害児	2	1	1	2	3
	障害者	160	158	155	153	162
上肢障害	障害児	43	36	32	32	27
	障害者	2,322	2,287	2,236	2,211	2,186
下肢障害	障害児	10	8	9	10	10
	障害者	4,376	4,218	4,066	3,907	3,751
体幹	障害児	86	96	88	86	75
	障害者	1,626	1,563	1,493	1,437	1,390
内部障害	障害児	48	44	43	42	48
	障害者	4,817	4,796	4,815	4,857	4,851
障害児		239	234	227	223	213
障害者		15,253	14,944	14,647	14,449	14,226
計		15,492	15,178	14,874	14,672	14,439

出典: 障害福祉課(各年度末現在)

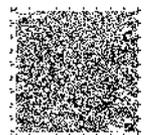


■等級別_身体障害者手帳所持者数の推移

単位:人

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	障害児	82	83	83	84	83
	障害者	4,306	4,195	4,137	4,136	4,120
2 級	障害児	66	65	62	57	46
	障害者	1,761	1,737	1,704	1,672	1,625
3 級	障害児	47	45	42	41	45
	障害者	3,396	3,353	3,249	3,159	3,122
4 級	障害児	26	23	25	27	25
	障害者	3,810	3,703	3,624	3,561	3,449
5 級	障害児	7	10	5	5	6
	障害者	1,098	1,085	1,076	1,059	1,056
6 級	障害児	11	8	10	9	8
	障害者	882	871	857	862	854
障害児		239	234	227	223	213
障害者		15,253	14,944	14,647	14,449	14,226
計		15,492	15,178	14,874	14,672	14,439

出典:障害福祉課(各年度末現在)



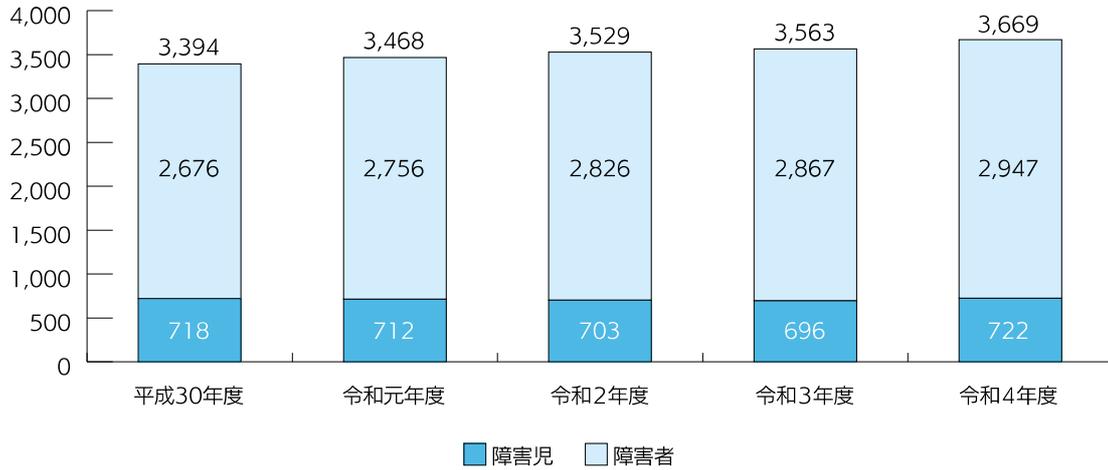
② 療育手帳*所持者（知的障害者）の推移

療育手帳*所持者は、平成29年度まで減少傾向にありましたが、その後、増加し、令和4年度末で、障害者が2,947人、障害児が722人、計3,669人となっています。

程度別にみると、障害者、障害児ともにB2の人数が増加しています。

■療育手帳所持者数の推移

単位:人



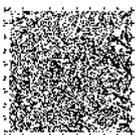
出典:障害福祉課(各年度末現在)

■等級別_療育手帳所持者数の推移

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	障害児	181	177	164	169	174
	障害者	880	888	913	900	914
A2	障害児	9	8	7	8	6
	障害者	47	48	49	48	51
B1	障害児	141	130	120	127	144
	障害者	876	884	894	890	900
B2	障害児	387	397	412	392	398
	障害者	873	936	970	1,029	1,082
障害児		718	712	703	696	722
障害者		2,676	2,756	2,826	2,867	2,947
計		3,394	3,468	3,529	3,563	3,669

出典:障害福祉課(各年度末現在)

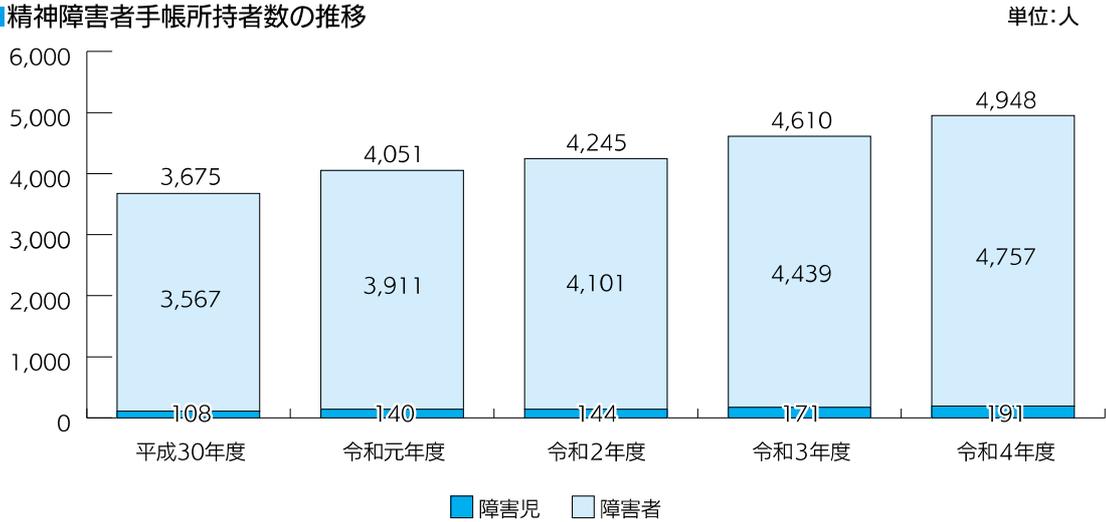


③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、増加傾向にあり、平成30年度末から4年間で1,273人（34.6%）増加し、令和4年度末現在で、障害者、障害児合わせて4,948人となっています。

等級別にみると、障害者では1級、障害児では2級が最も多くなっています。

■精神障害者手帳所持者数の推移



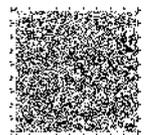
出典：障害福祉課（各年度末現在）

■等級別_精神障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	障害児	36	50	52	56	55
	障害者	1,733	1,898	2,001	2,193	2,383
2級	障害児	51	68	74	100	116
	障害者	1,599	1,761	1,848	1,983	2,099
3級	障害児	21	22	18	15	20
	障害者	235	252	252	263	275
障害児		108	140	144	171	191
障害者		3,567	3,911	4,101	4,439	4,757
計		3,675	4,051	4,245	4,610	4,948

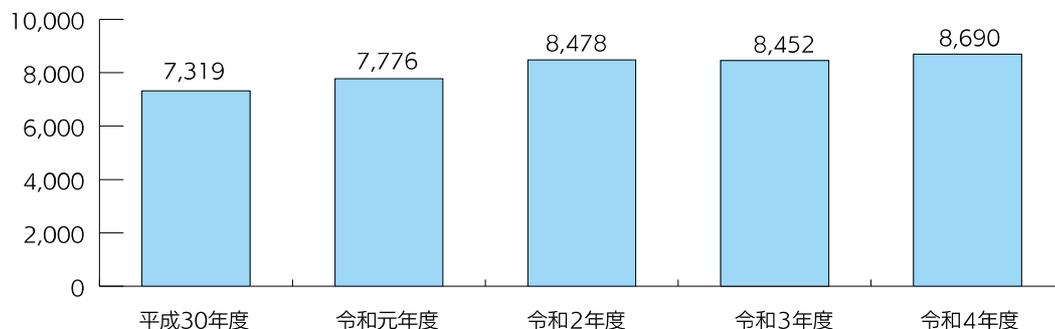
出典：障害福祉課（各年度末現在）



自立支援医療（精神医療）受給者数も増加してきていて、令和3年度には一旦減少しましたが、平成30年度から令和4年度までの4年間で1,371人（18.7%）増加しています。

■ 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）

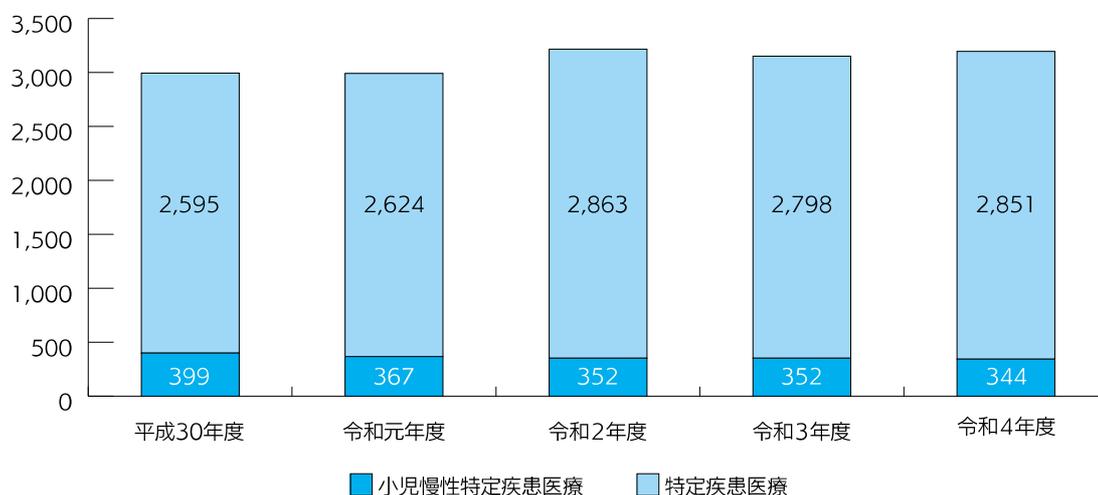
④ 特定疾患医療等受給者

特定疾患医療受給者は、平成30年度以降増加してきていて、令和3年度には一旦減少しましたが、令和4年度末現在で2,851人となっています。

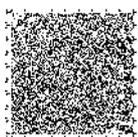
小児慢性特定疾病医療受給者は、平成30年度以降減少してきていて、令和4年度末現在で344人となっています。

■ 特定疾患医療及び小児慢性特定疾病医療受給者数の推移

単位：人



出典：障害福祉課（各年度末現在）



⑤ 医療的ケア児数

医療的ケア児の数は、平成31年4月現在で48人となっています。また、医療的ケアの内容別にみると、吸引が24人で最も多くなっています。

■市内医療的ケア児数（平成31年4月1日現在）

単位：人

年齢区分	計	性別		手帳		内容									
		男	女	身体障害者手帳	療育手帳	気管切開	人工呼吸装着	胃ろう	経管栄養	吸引	導尿・尿道カテーテル	在宅酸素	ストマ管理	透析	その他
0～5歳	8	4	4	7	7	0	0	3	4	0	0	1	0	0	0
6～11歳	24	10	14	23	14	10	6	10	6	12	4	9	1	1	1
12～14歳	7	1	6	7	4	1	0	2	0	5	2	1	0	0	0
15～17歳	9	7	2	9	9	3	2	4	0	7	1	4	0	0	0
計	48	22	26	46	34	14	8	19	10	24	7	15	1	1	1

長野県「医療的ケア児等実態調査（令和元年6月実施）」

⑥ 発達障害*

市内公立小中義務教育学校（国立私立を除く）に通う発達障害を持つ児童生徒数は増加傾向にあり、令和4年度で、小学生が736人、中学生が519人、計1,255人、全児童生徒数に対する割合が4.71%となっています。

特に、自閉症スペクトラム障害（ASD）*が多く、小学生で全体の約6割、中学生で全体の約5割を占めています。

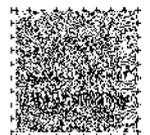
■発達障害児数の推移

単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学習障害	小学校	36	42	28	27	35
	中学校	32	39	37	36	33
注意欠陥多動性障害（ADHD）	小学校	151	153	135	126	113
	中学校	123	119	90	83	94
自閉症スペクトラム障害（ASD）	小学校	452	472	430	442	435
	中学校	239	256	238	241	246
その他（反抗挑戦性障害（ODD）など）	小学校	0	2	161	134	153
	中学校	2	2	108	132	146
小学校計		639	669	754	729	736
中学校計		396	416	473	492	519
合計		1,035	1,085	1,227	1,221	1,255
対全体比（全児童生徒と比較）		3.61%	3.85%	4.45%	4.49%	4.71%

※「複数の発達障害」がある児童・生徒数は、令和2年度以降「その他」に計上。

出典：障害福祉課（各年度末現在）



⑦ 特別支援学級*・特別支援学校*在籍児童生徒数の推移

本市の特別支援学級*の在籍児童生徒数は、令和4年度現在で、小学生が704人、中学生が476人、計1,180人となっています。平成30年度から4年間で280人（31.1%）増加しており、特に小学生で大きく増加しています。

障害別にみると、自閉症*・情緒障害が全体の7割以上を占めています。

市内の特別支援学校*に通う市内在住の児童生徒数は、令和4年度で、幼稚部が4人、小学部が152人、中学部が130人、高等部が191人となっています。

■特別支援学級在籍児童生徒数の推移

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障害	小学校	149	166	180	184	206
	中学校	72	69	66	76	82
肢体不自由	小学校	6	6	6	6	5
	中学校	0	0	0	0	1
病弱・身体虚弱	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
弱視	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
難聴	小学校	2	3	3	5	3
	中学校	4	3	2	0	2
言語障害	小学校	0	0	0	0	0
	中学校	0	0	0	0	0
自閉症・情緒障害	小学校	393	443	496	479	490
	中学校	274	278	314	356	391
総数	小学校	550	618	685	674	704
	中学校	350	350	382	432	476

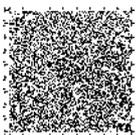
出典:長野市教育委員会学校教育課

■特別支援学校児童生徒数の推移（長野市内5校及び稲荷山養護学校）

単位:人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚部		9	12	13	12	10
	長野市在住障害児	6	4	6	7	4
小学部		199	208	202	205	216
	長野市在住障害児	134	139	139	143	152
中学部		136	157	170	193	191
	長野市在住障害児	87	103	115	131	130
高等部		320	317	315	301	316
	長野市在住障害児	197	192	186	177	191

出典:長野県教育要覧 信州大学教育学部附属特別支援学校

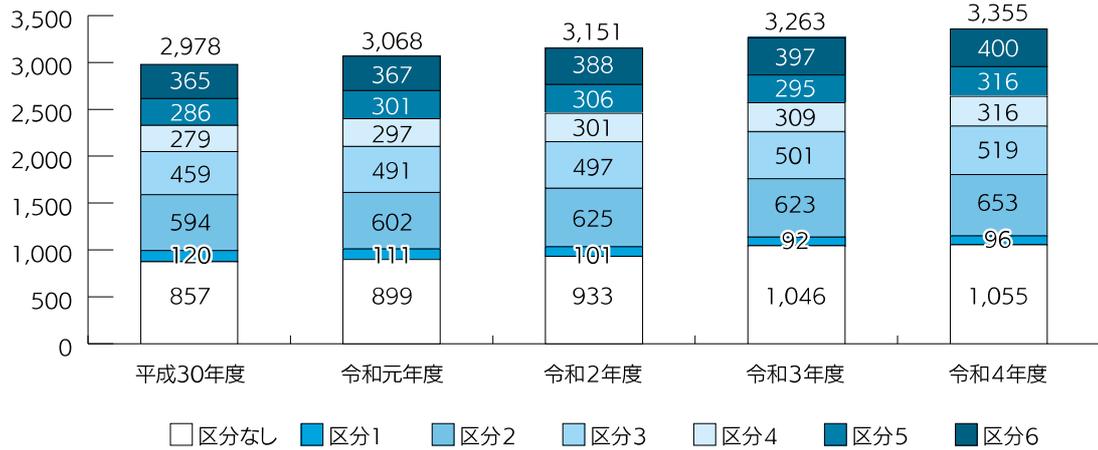


(3) 障害福祉サービス*等の利用状況

① 障害支援区分別サービス利用者数の推移

本市の障害福祉サービス*利用者数は、増加してきていて、令和4年度現在で、3,355人となっています。障害支援区分別にみると、区分なしが1,055人で最も多く、全体の約3割を占めています。

■障害支援区分別_認定者数の推移



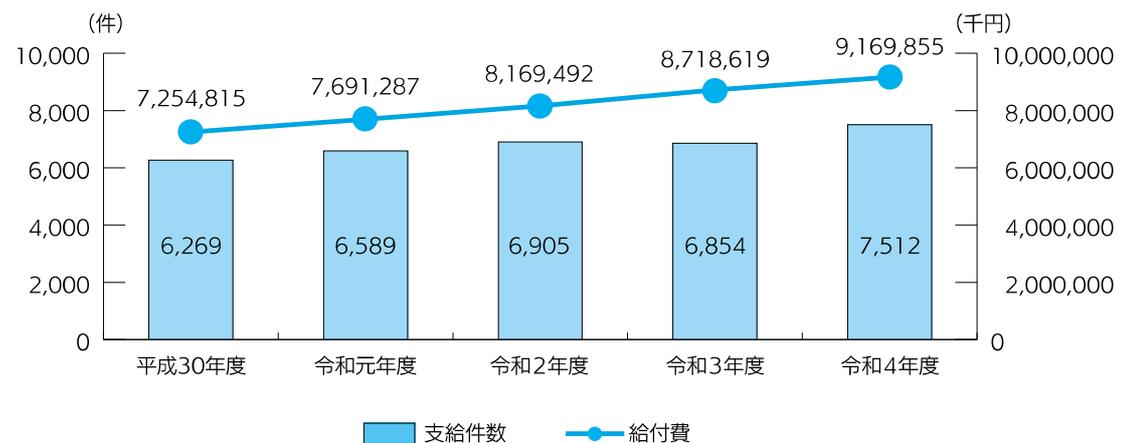
出典:障害福祉課

② 障害福祉サービス支給件数及び給付費の推移

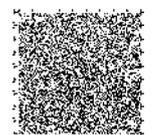
障害福祉サービス*の支給件数は年々増加し、平成30年度から4年間で1,243件(19.8%)増加しており、令和4年度で7,512件となっています。

給付費も4年間で19億1千5百万円(26.4%)増加しており、令和4年度で約91億円となっています。

■障害福祉サービス利用件数及び給付費の推移



出典:障害福祉課



4 サービス等の利用ニーズ及び事業展開の意向

- ① 調査対象：障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児（ともに家族回答可）
障害福祉サービス事業所運営法人・団体
- ② 調査期間：障害者及び障害児
令和5年8月28日（月）～令和5年9月12日（火）
障害福祉サービス事業所運営法人・団体
令和5年8月28日（月）～令和5年9月8日（金）
- ③ 調査方法：障害者及び障害児…………… アンケート用紙の回収
障害福祉サービス事業者…………… 電子メールによりアンケート回答

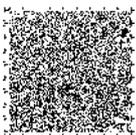
区 分	発送数（票）	有効回収数（票）	回収率（%）
障 害 者 及 び 障 害 児	1,200	620	51.7
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者	117	63	53.8

(1) 障害者*の利用ニーズ

① 今後、利用したいサービス

障害者等に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、「同行援護・行動援護」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」等と回答した人の割合が高くなっています。

サービス種類	回答数	回答割合
同行援護・行動援護	95	15.3%
短期入所	64	10.3%
共同生活援助	64	10.3%
就労定着支援	48	7.7%
就労継続支援	44	7.1%
自立訓練	38	6.1%
施設入所支援	34	5.5%
就労移行支援	30	4.8%
居宅介護 重度訪問介護	24	3.9%
療養介護	19	3.1%
生活介護	14	2.3%



② 利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス

障害者等に対するアンケートで、「利用したいが、利用できない、利用しづらいサービス」についての問いに対し、「同行援護・行動援護」及び「共同生活援助（グループホーム）」並びに「短期入所（ショートステイ）」と回答した人の割合が高くなっています。

サービス種類	回答数	回答割合
同行援護・行動援護	56	9.0%
共同生活援助	41	6.6%
短期入所	33	5.3%

[利用できない、利用しづらい理由（主なものを抜粋）]

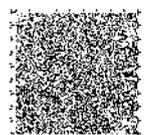
- 空気がない。施設が少ない。
- 送迎をしてほしい。
- 利用時間に制約がある。
- サービスの知識がない。手続等がわからない。
- 本人が行きたがらない。
- 慣れた人、場所以外でのサービスを受けることが難しい。

(2) 障害児*の利用ニーズ

① 今後、利用したいサービス

障害児やその保護者に対するアンケートで、「これから利用したいサービス」についての問いに対し、「放課後等デイサービス」の回答割合が高いですが、将来を見据えて「就労継続支援」及び「短期入所（ショートステイ）」並びに「共同生活援助（グループホーム）」と回答した人の割合も高くなっています。

サービス種類	回答数	回答割合
就労継続支援	21	3.4%
放課後等デイサービス	18	2.9%
短期入所	15	2.4%
共同生活援助	15	2.4%
児童発達支援	15	2.4%
同行援護・行動援護	12	1.9%
自立訓練	12	1.9%
就労移行支援	12	1.9%
就労定着支援	8	1.3%
保育所等訪問支援	8	1.3%
医療型児童発達支援	6	1.0%



(3) 事業所調査からみる今後の事業展開

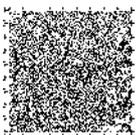
障害福祉サービス*事業所に対し、令和6年度から令和8年度までの期間中において、新規サービス提供、事業拡大（定員数増加）、事業縮小（定員数減少）、サービス廃止の検討状況についてアンケートを行ったところ、定員の増減は次の表のとおりとなっています。

定員数増加を予定している事業は、主に生活介護、共同生活介護（グループホーム）、放課後等デイサービスとなっています。

施設入所支援は、定員数減少を予定している事業所があります。

■今後3か年の定員数増減予定

サービス名	年 度			合 計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0
同行援護	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	0	0	0	0
生活介護	60	0	15	75
自立訓練（機能訓練）	0	0	-20	-20
自立訓練（生活訓練）	14	3	0	17
就労選択支援	0	6	0	6
就労移行支援	-4	-6	0	-10
就労継続支援 A 型	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	10	5	0	15
就労定着支援	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	1	2	0	3
短期入所（医療型）	0	0	0	0
療養介護	0	0	0	0
自立生活援助	0	0	0	0
共同生活援助	39	23	0	62
共同生活援助（日中サービス支援型）	0	10	0	10
施設入所支援	0	0	-50	-50
計画相談支援	0	0	0	0
地域移行支援	0	0	0	0
地域定着支援	0	0	0	0
児童発達支援センター	0	0	0	0
児童発達支援	0	10	0	10
医療型児童発達支援	0	0	0	0
放課後等デイサービス	10	10	30	50
保育所等訪問支援	0	0	0	0
障害児相談支援	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0



5 前期計画における成果目標の達成状況

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進

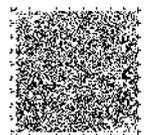
福祉施設から地域生活への移行促進については、地域生活移行者の増加と施設入所者の削減を目標に掲げています。

このうち、地域生活移行者の増加については、令和元年度末時点の施設入所者数のうち、令和5年度末までに地域生活に移行した人数を目標値としており、令和5年度までの目標値として、令和元年度末時点の施設入所者数276人のうちの6%にあたる17人を目標としていましたが、実際には4.3%にあたる12人が地域生活に移行するに留まっています。なお、福祉施設からは、グループホームや自宅が、その移行先となっています。

また、施設入所者の削減については、令和元年度末時点の施設入所者276人のうち、1.6%にあたる5人を削減することを目標としており、人数としては達成していますが、主な削減理由は他の障害者*や高齢者の施設、病院への入院、死亡によるところとなっています。

地域生活への移行が増えない原因として、施設入所者の地域生活への移行後の受け皿となるグループホームが未だ不足していることや、自宅やアパートでの生活を支えるためのきめの細かい支援体制づくりが追い付いていないことが考えられ、地域生活への移行促進のためには、障害福祉事業所の基盤整備や、包括的な支援体制の構築が必要です。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
年度末時点の施設入所者数	271人	245人	
【目標①】地域生活移行者の増加	17人	12人	70.6%
令和元年度末時点の施設入所者数276人に対する割合	6%	4.3%	71.7%
【目標②】施設入所者の削減	5人	31人	620%
令和元年度末時点の施設入所者数276人のうちの割合	1.6%	11.2%	700%



(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

市町村ごとの保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場の設置については、令和5年度の目標として、1協議体以上の設置を目標としていましたが、医療分野、介護関係者との連携方法を模索しており、設置に向けて検討を重ねている段階にあります。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体以上	未設置	0%

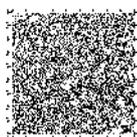
(3) 地域生活支援拠点等*の整備

本市では、相談支援や日中活動サービス、短期入所等の各サービスを一施設に集約して行う「多機能拠点整備型」ではなく、地域において、各サービスを複数の機関で役割分担して整備する「面的整備型」によるサービスの整備を進めており、箇所数としては令和元年度時点で、目標を達成しています。

しかしながら、相談支援センターの集約設置により十分に機能していない状況が続いており、地域生活支援拠点等*の5つの機能毎に現状を整理して、再検討しているところです。今後、基幹相談支援センター*設置にあわせて、拠点コーディネーターの配置など体制整備を図ります。

※5つの機能・・・①相談 ②体験の機会・場 ③緊急時の受入・対応
④専門性（専門的人材の確保・育成） ⑤地域の体制づくり

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
面的整備型による地域生活拠点等の整備	1箇所	1箇所	100%



(4) 福祉施設から一般就労への移行促進

福祉施設から一般就労への移行については、圏域の障害者就業・生活支援事業所、障害当事者の方や、就労に関する機関と連携して、一般就労への移行を図っています。

令和5年度の目標としては、福祉施設から一般就労への移行者数として、令和元年度実績65人の1.28倍にあたる83人以上を目標値としていましたが、令和4年度時点で66人に留まっていて、一般就労への移行が目標どおり進んでいません。原因として、受入企業が、まだまだ不足していることや、企業側との情報共有、連携の場が不足していることが考えられます。

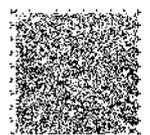
また、就労移行支援事業における一般就労への移行者数は、令和元年度実績の利用者数42人の1.31倍以上とすることを令和5年度の目標値としていましたが、令和4年度時点で41人に留まっています。原因として、就労移行支援サービス以外の就労継続支援A型やB型でも、一般就労に必要となる力を身に着けることができることや、就労移行支援サービスの内容や利用期間にも課題があることが考えられます。

この他、就労継続A型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.33倍以上の4人、就労継続支援B型事業については、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上の19人を目標値としていましたが、令和4年度時点でA型が4人、B型が18人とほぼ目標を達成できています。

就労定着支援事業の利用者について、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人のうち、7割以上の58人が利用することを目標値としていましたが、令和4年度実績で51人と、移行者数66人の77%となっていて、割合としては目標を達成できています。

更に、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数の割合として、全体の7割以上となることを令和5年度の目標値としていましたが、令和4年度時点で12事業所中、全体の75%にあたる9事業所が該当していて、目標を達成することができています。

項目	令和5年度 目標	令和4年度 実績	達成率
福祉施設から一般就労への移行者数 (令和元年度実績65人の1.28倍以上)	83人	66人	80%
就労移行支援事業における一般就労への移行者数	55人	41人	75%
就労継続支援事業における一般就労への 移行者数	A型	4人	100%
	B型	19人	95%
生活介護・自立訓練（機能訓練 / 生活訓練）から 一般就労への移行者数	5人	3人	60%
就労定着支援事業 利用者数（就労移行支援事業等 を通じて一般就労に移行した人の7割以上）	58人	51人	88%
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 (全事業所の7割以上)	10/14事業所 (71%)	9/12事業所 (75%)	106%



(5) 障害児*支援の提供体制の整備等

市内2箇所の児童発達相談支援センターでは、発達に不安のある児童の相談に応じるほか、発達障害*を含めた障害について、平成28年度は1人であった児童発達相談支援専門員*を目標どおり2人に増員して、対応にあたっています。

保育所等訪問支援を利用できる体制づくりとして、令和元年度4箇所であった保育所等訪問支援事業所数を5箇所に増やすことを目標値としていましたが、令和4年度時点では4箇所となっています。

また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、ニーズの増加に応じて、令和4年度時点では、目標値の市内5箇所を上回る6箇所の事業所がサービスを提供しています。

更に、医療的ケアが必要な障害児等に対して、関係機関が連携を図るための協議の場として、平成30年度からは、体制整備の具体的な取組に向けて、「長野圏域障がい児等医療支援推進会議」が設置されました。

目 標	令和5年度 目 標	令和4年度 実 績	達成率
児童発達支援センターの設置	2箇所	2箇所	100%
児童発達相談支援専門員*の増員	2人	2人	100%
保育所等訪問支援を実施する主体数	5箇所	4箇所	80%
主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の設置	5箇所	6箇所	120%
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の設置	5箇所	6箇所	120%
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3人	0人	0%

